

## 臨時教育委員会

- 1 日 時 平成25年11月12日(火) 午後4時36分から午後5時28分
- 2 場 所 磐田市役所西庁舎 3階 特別会議室
- 3 出席委員 青島美子委員長 田中さゆり委員 杉本憲司委員 飯田正人教育長
- 4 出席職員 事務局長 教育総務課長 学校給食管理室長 学校教育課長 中央図書館長  
文化財課長 こども課長 市民活動推進課長 スポーツ振興室長  
文化振興課係長

5 傍 聴 人 0人

## 教育委員会が決定したもの(議決事項)

- 1 平成25年度磐田市一般会計補正予算(教育費関係)の要求について(追加)

### 教育総務課(教育総務課長)

前回定例会で議案52号は審議いたしました。その後追加があったということですので、追加部分について審議をお願いしたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。それでは、スポーツ振興室から順次お願いいたします。

### スポーツ振興室(スポーツ振興室長)

スポーツ振興費、全日本高等学校女子サッカー選手権大会開催事業に対しまして8,500千円ということでご報告させていただきましたが、申し訳ございません。別紙の資料にございますように8,600千円はこちらが正しい額となります。誤りの内容については仮設スタンドにかかる経費でございます。こちらが2,500千円ではなく、2,600千円でございます。入力時の人的誤りでございまして、これにつきましては大変申し訳なく、お詫び申し上げます。スポーツ振興室については以上でございます。

### 市民活動推進課(市民活動推進課長)

引き続き、竜洋公民館施設費から市民活動推進課で説明させていただきます。

幼稚園管理費を除く各科目に車両購入費が今回、追加で補正させていただいておりますので、一括して私の方からご説明申し上げたいと思います。公用車の購入につきましては、厳しい財政状況を考慮しまして、できる限り長く使用するという考え方を基にメンテナンスを掛けながら使用しておりましたが、経過年数が10年以上とか走行距離が10万km以上となりますと修繕等の維持管理経費が増大し、また、エンジン系統等の不良などで安全性が低下してくる状況がございますので、このような状況を踏まえて、今回経過年数が15年を目安に、経年及び走行距離が長いものから、順次、計画的に更新・購入をするという形が示されまして、竜洋公民館施設費、給食施設費、図書館施設費、埋蔵文化財センター施設費において新たに公用車を購入するものがございます。今回の補正では市全体として24台の公用車の更新を前倒しして実施していくことになっております。以上です。

### こども課(こども課長)

引き続きまして、こども課から幼稚園管理費について説明させていただきます。

10款4項1目幼稚園管理費、事務局一般事務でございますが、これにつきましては豊岡東幼稚園と豊岡北幼稚園の統合に伴うものです。今既に豊岡地区で2台の幼稚園バスが運行してございま

すが、その内の1台が平成12年から運行しているということで、14年目を今迎えているということでございます。この車両につきまして今回の豊岡東幼稚園・北幼稚園の統合に併せて、この際買い替えるということで予算計上させていただきました。1番上でございますが、今予定している車両でございますが、大人3人・幼児39人乗りの標準ボディのものでございます。予算の内訳は、車両購入経費が5,286千円、ラッピング手数料ということで、現在「しっぺい」のラッピングを考えておりますがそれが704千円、併せまして5,990千円ということでございます。よろしくお願いいたします。

< 質疑・意見 >

なし

審議の結果、本議案は承認された。

- 2 磐田市立公民館条例の一部を改正する条例の制定について
- 3 磐田市立学習等供用施設竜洋会館条例の一部を改正する条例の制定について
- 4 磐田市文化振興センター条例の一部を改正する条例の制定について
- 5 磐田市民文化会館条例の一部を改正する条例の制定について
- 6 磐田市熊野伝統芸能館条例の一部を改正する条例の制定について
- 7 磐田市体育施設に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 8 磐田市アミューズ豊田条例の一部を改正する条例の制定について
- 9 磐田市豊岡総合センター条例の一部を改正する条例の制定について
- 10 磐田市竜洋海洋公園テニスコート場条例の一部を改正する条例の制定について を一括上程

青島委員長

次に議案第56号から64号までにつきましては、前回教育総務課から議案として上程がありました消費税法の改正に伴う経費の改正と同様となりますので、一括して審議いたします。教育総務課さんお願いいたします。

教育総務課長

よろしくお願いいたします。

先の定例教育委員会で消費税法改正に伴い条例改正をお願いいたしました。追加いたしまして議案第56号の磐田市立公民館条例の一部改正から議案第64号の磐田竜洋海洋公園テニスコート場条例の一部改正までの9議案について一括して上程したいと思っております。内容は10月定例教育委員会でお話ししましたとおり、消費税法の改正に伴いまして従来額105/100で割り戻して、108/100を改めて乗じて10円未満は切り捨てるという手法を取ったものでございます。

まず議案第56号公民館条例については、新旧対照表が15ページから33ページになります。それを見ていただきますと、公民館ごと、時間区分ごとにそれぞれの部屋の使用料、併せて付属設備があります。例えば21ページを見ていただきますと音響反射板とか金屏風とかいろいろ載っておりますが、これらが付属設備でございます。これらの使用料を改正するというものです。

次の議案第57号の学習等供用施設竜洋会館条例、新旧対照表が37ページ、38ページでございます。これにつきましては、それぞれの利用時間区分ごとに各部屋の使用料を規定してございますが、それを改正するものでございます。

続きまして、文化振興センター条例、新旧対照表 42 ページから 45 ページになりますが、これにつきましてはそれぞれの利用時間区分ごとに各部屋の使用料、併せまして 44 ページ以降ですが付属設備がいくつかございます。その使用料を改正するものでございます。

同じく市民文化会館条例は 53 ページから 64 ページに新旧対照表がございまして、これにつきましては文化振興センター条例同様、時間区分ごとの部屋・設備等の使用料改正でございます。

続きまして、議案第 60 号熊野伝統芸能館条例の改正ですが、新旧対照表は 68 ページから 69 ページとなります。この伝統芸能館につきましても時間区分ごとに各施設の使用料と 69 ページにありますように付属設備の規定もございまして、これらの改正を行うものでございます。

続きまして、議案第 61 号体育施設に関する条例ですが、ページ数がありますが 80 ページから 110 ページにわたりまして新旧対照表が載っております。これは総合体育館ほか、ゆめりあとか体育施設がありますが、それら全てにつきまして時間区分ごとに各施設の利用料金が定まっております。併せまして付属設備の利用料を規定しておりますので、それらを消費税法改正に伴って改正するものでございます。

続きまして、議案第 62 号のアミューズ豊田条例については新旧対照表が 115 ページから 122 ページでございます。アミューズ豊田につきましても同じように時間区分ごとに各施設、付属設備の使用料が規定されておりますので、その改正を行うものでございます。

続きまして、議案第 63 号の豊岡総合センター条例、新旧対照表が 127 ページから 131 ページでございますが、この豊岡総合センター条例につきましても同じく時間区分ごとに各施設、付属設備の使用料が規定されておりますので、その改正を行うものでございます。

最後、議案第 64 号の竜洋海洋公園テニスコート条例、新旧対照表は 134 ページでございますが、一般・会員別の利用料金、照明設備等の規定がありますが、その内テニスコートの利用料金についての改定をするという内容でございます。

非常に新旧対照表が多岐にわたっておりますが、全て時間区分ごとの各施設の利用料金それから付属設備の使用料を改正していくという内容でございます。よろしくお願いたします。

< 質疑・意見 >

Q 今回の改正はやはり予定されている消費税の税率分を加味した形だということですが、それは全体的に計算として改正されるということと同時にその中について、全体的についてこの部分は少し見直しが必要ではないかとか、ここはどうかとかそういう部分がありましたでしょうか。

A 今回、消費税が 2 段階に上がるというのが想定される中で、次回の第 2 回目の改正の時に全体の掛かる費用はいくらで、受益者負担でどのくらい求めようかということを決める方針にはなっています。今回は消費税のアップに伴いまして必要経費が上がってくるんで、その分までは見ましようという改正になっております。

審議の結果、本議案は承認された。